

# 奈義町特定技能外国人材紹介及び登録支援業務プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

奈義町は岡山県北東部に位置し、人口約 5,320 人、総面積 6,952ha の小さな町です。北には国定公園・那岐山を望み、四季折々の美しい自然に囲まれた中山間地域でありながら、広く開けた空が特徴である。

町内には、世界的建築家・磯崎新氏設計の奈義町現代美術館や、江戸時代から続く横仙歌舞伎など、自然と文化が調和した独自の魅力が息づき、近年では「子育て応援宣言」に基づく施策の充実により、令和元年には合計特殊出生率 2.95 を記録し、全国から視察が訪れる「奇跡のまち」としても知られている。

その一方で、奈義町では、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、農繁期の労働力確保が大きな課題となっている。地域農業を持続可能な形で守り、町全体の活力を維持していくためには、安定した農業労働力の確保と新たな担い手の育成が求められている。しかしながら、就農意欲を持った人材の確保自体困難な状況がある中で、外国人材を雇用し町内農家の農作業を支援していく体制を整備していくための、人材紹介を行う事業者を公募型プロポーザルにより公募するものである。

## 2. 業務概要

- 1) 委託業務名：奈義町特定技能外国人材紹介及び登録支援業務
- 2) 履行場所：奈義町全域
- 3) 業務内容：別紙「奈義町特定技能外国人材紹介及び登録支援業務プロポーザル業務仕様書」のとおり
- 4) 履行内容：奈義町への農業分野特定技能を有する外国人材の紹介（2名）及び登録支援業務
- 5) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日（日）  
受託者及び紹介人材の業務履行能力を鑑みた上で毎年更新

## 3. 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務の履行に当たっては法令順守や特定技能に関する専門性を備えた事業者を選定する必要があるとともに、人材の能力また、採用後のサポート体制など多様な事業者から具体的に実行性のある提案を比較し、最適な運営方法を採用することで業務の質を向上させる必要があるため、価格のみによる競争入札に適さないことから公募型プロポーザル方式を採用するものである。

#### 4. 事業スケジュール

NO.	項目	期 日	備 考
1	プロポーザル実施要領の公表	令和8年5月22日(金)	
2	参加表明書の提出期限	令和8年6月10日(水)	PDFをメールで提出
3	質問期限	令和8年6月1日(月)	メールで質問書を提出
4	回答期限	令和8年6月5日(金)	HPで回答公開
5	企画提案書等(提出書類2~7)の提出期限	令和8年6月15日(月)	データ:メール提出 紙:郵送又は持参(必着)
6	プロポーザル審査会	令和8年6月19日(金)	奈義町役場
7	審査結果通知	令和8年6月下旬	
8	選定業者との協議	令和8年7月上旬	
9	契約書の締結	令和8年7月中旬	
10	事業実施期間	契約書締結日から 令和9年3月末日	

#### 5. 提案資格、募集期間及び応募方法

##### 1) 提案資格

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当しないこと。
- ・ 管理技術者が所属又は代表する法人を本業務の受託者とする事。
- ・ 公募開始日から契約締結日まで、指名停止の措置を受けていないこと。
- ・ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年度法律第154号)第17条1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等)にない者であること。
- ・ 応募する社の役員及び技術者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ・ 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈義町個人情報保護条例(平成17年6月14日条例第7号)及び奈義町個人情報保護条例施行規則(平成17年6月14日規則第7号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止に努めること。

- ・ 受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することは出来ない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・ 緊急時等に奈義町へ車で約2時間以内に来ることができる場所に営業所を有すること。
- ・ 国の認定を受けた特定技能の登録支援機関であること。
- ・ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定による有料職業紹介事業の許可を受けていること。または、職業安定法第33条第1項の規定による無料職業紹介事業の許可を受けていること。
- ・ 労働者派遣法（昭和60年法律第88号）第5条による労働者派遣事業の許可を受けていること。
- ・ ビザ申請関係書類作成を本人に代わって実施する場合には、行政書士資格を有する者がその業務を行うこと。

## 2) 募集期間

- ・ 令和8年5月22日（金）～令和8年6月10日（水）

## 3) 応募方法

- ・ 参加表明書をメールに提出

## 6. 上限価格

- ・ 2,200,000 円（税込み）（1,100,000 円/人）
- ・ 内訳
  - イニシャルコスト：1,300,000 円/人（人材紹介料、事前費用、ビザ取得費用、渡航費）  
※650,000 円/人 × 2人
  - ランニングコスト：900,000 円/人（住まいや公金等の支払い、怪我・病気などへのサポート、生活相談等）※50,000 円/月額1人×9ヵ月×2人

## 7. 評価方法及び評価基準

NO.	項目	割合	評価基準
1	業務理解度・取組意欲	10	業務理解・意欲
2	実施体制・連絡体制	20	十分な体制が取れているか、特に紹介者の来日後のサポート体制は十分か
3	知見・ノウハウ・実績	20	過去実績とそれにとりまなう知見・ノウハウを評価
4	提案内容	30	サポート体制や紹介時における対応力
5	費用	20	提案内容と提案価格のバランス

※採点結果が同点であった場合には、提案価格がより安価な応募者を採用とする

※合計点の各審査員の平均が60点に満たない場合はその時点で不採択とする

## 8. 提案手続き

### 1) 提案内容

- ・ 当事業の同種業務の過去実績
- ・ 本業務における執行体制：当事業を実施するための提案者の体制図とそれぞれの人員の能力、資格及び、当事業遂行のために求められる能力を証明または説明する書類
- ・ 契約締結から人材が奈義町内に着任できるまでの必要期間
- ・ 人材の離脱時対応（入社後）：費用返金や、代替人材の紹介など
- ・ 人材の着任前における奈義町都合によるキャンセル費用
- ・ 人材が日本語を学習していくためのサポート内容
- ・ 人材の生活支援の実施内容
- ・ 見積書：イニシャルコスト（円／1名）とランニングコスト（円／月額1名）の内訳を含めて提示すること
- ・ その他、提案者が特に提案したい事項  
※提案を行った内容についてプロポーザル参加者は必ず履行をすること

### 2) 提案書様式及び部数、期限

No	書類	様式	提出部数	備考
1	参加表明書	様式1	1部	提出期限：令和8年6月10日 (水)
2	会社等概要書	様式2	5部	提出期限：令和8年6月15日 (月)
3	提案者の同種業務 実績	様式3	5部	〃
4	本業務における執 行体制	様式4	5部	〃
5	業務の工程計画	様式5	5部	〃
6	企画提案書	任意様式	5部	〃
7	参考見積書及び積 算内訳書	任意様式	5部	〃

### 3) 提出方法

- ・ 様式1：参加表明書については、産業振興課宛にメールで提出すること。
- ・ その他書類：提出部数を確認し、産業振興課まで郵送又は持参すること。郵送の場合は、6月15日(月)17時を必着とし、郵送した旨をメールで報告すること。
- ・ 提出先

〒708-1392

岡山県勝田郡奈義町豊沢306番地1

奈義町役場 産業振興課 花房

電話番号：0868-36-4114

メール：[sangyo@town.nagi.lg.jp](mailto:sangyo@town.nagi.lg.jp)

#### 4) 質疑応答等

質問の方法及び回答は次のとおりとする。

- ・ 質問の方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔にまとめ、下記の期限までに質問書（word で作成）を電子メールで提出すること。様式は任意とする。

質問書提出期限：令和 8 年 6 月 1 日（月） 15 時まで

- ・ 回答の方法

質問の内容及び回答については、全社からの質問をとりまとめ、令和 8 年 6 月 5 日までに HP で公開する。質問の回答は、実施要領の加筆及び修正とみなすものとする。なお、公募型プロポーザルの趣旨に鑑み、提案内容についての質問や相談、審査の優劣に関すると考えられる質問については受け付けない。

### 9. 選定結果（通知方法、公表事項及び方法等）

#### 1) 選定結果の通知はメールにて送信する。

- ・ 不採択となった提案について公表は行わない。
- ・ 採択となった提案について公表を行う場合がある。

#### 2) 提案者が 1 者又はない場合の取扱い

- ・ 提案者が 1 者のみの場合においてもプロポーザル審査会を実施し、採点を実施した上で、採択の有無を決定する。

### 10. 契約手続

最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約の交渉を行う。ただし、契約締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加要件を満たさないと認められた場合、次点者を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とするものとする。なお 2 年目以降契約手続は奈義町議会の当事業に対する予算承認が下りてから実施する。

#### 1) 契約書の作成

契約書は、奈義町で作成するものを使用することとするが、奈義町からの要請に応じて、受託者は資料の作成を行う。

#### 2) 契約の締結

町が作成した契約書に異議なき場合は、受託者は速やかに契約書に押印しなければならない。

#### 3) 再委託

町と協議のうえ、必要と認められる場合は、再委託を認める。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- 1) この要領に定める手続き以外の方法により本町の職員及び本町の関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合。
- 2) 各書類の提出方法及び提出期限がこの要領の定めに適合しない場合。
- 3) 奈義町から聞き取りに応じない場合。
- 4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- 5) 虚偽の内容が記載されている場合。

## 12. その他

- 1) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- 2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- 3) 電子メール等の通信事故については、奈義町はいかなる責任も負わない。
- 4) 参加表明後やむを得ない事情で審査を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

## 13. 問い合わせ先

奈義町役場 産業振興課 花房

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

電話番号：0868-36-4114

メール：sangyo@town.nagi.lg.jp